

鹿児島県てんかん治療医療連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を円滑に実施するために、てんかん治療医療連携協議会(以下「連携協議会」という。)の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項等)

第2条 連携協議会は、以下の事項について協議する。

- (1) てんかん診療拠点機関(以下「拠点機関」という。)における事業計画
- (2) 拠点機関が実施する事業についての効果の検証、問題点の抽出
- (3) 拠点機関への助言や提言
- (4) その他、てんかん対策の推進に関すること

(組織)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる機関の関係者(以下、「委員」という。)をもって構成する。

- 2 連携協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 連携協議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 会長は、連携協議会の会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 連携協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、拠点機関及び鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、連携協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する